

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月二十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 森 田 好 一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 岩殿観音南戸守線
- 三 道路の区域

新 B	旧 B	旧 A	旧新別
	<p>東松山市大字岩殿字平塚七五三番 一地先から同あずま町三丁目二番 二地先まで</p>	<p>東松山市大字岩殿字平塚七五三番 一地先から同あずま町三丁目二番 二地先まで</p>	区 間
	<p>一一・八〇〇 三六・四〇</p>	<p>七・七〇〇 二五・八〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
	<p>二、六九四・八〇</p>	<p>二、三三六・〇〇</p>	延 長 (メートル)
		<p>一部は東松山市に引き継ぐ。それ以外は重複している石坂高坂停車場線となる。</p>	備 考